

平成28年 3月臨時会

富士山南東消防組合議会会議録

平成28年3月29日

富士山南東消防組合議会

平成28年富士山南東消防組合議会3月臨時会会議録目次

(3月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○三島市議会事務局職員出席者	5
○臨時議長の紹介	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○仮議席の指定	6
○富士山南東消防組合議会議長の選挙	7
○議席の指定	8
○会期の決定	8
○会議録署名議員の指名	8
○富士山南東消防組合議会副議長の選挙	8
○管理者挨拶	9
○発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則案	10
○発議第2号 管理者の専決事項の指定について	11
○承第1号 専決処分の報告及び承認について（平成27年度富士山南東消防組合会計暫定予算）	11
○承第2号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合の休日をも定める条例）	11
○承第3号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合公告式条例）	11
○承第4号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）	11
○承第5号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例）	11
○承第6号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例）	11
○議第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計予算案	14
○議第2号 平成28年度富士山南東消防組合会計予算案	15

○議第 3号	三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増 加及び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について……………	22
○議第 4号	御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託につ いて……………	22
○議第 5号	富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案……………	24
○議第 6号	富士山南東消防組合監査委員に関する条例案……………	24
○議第 7号	富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案……………	24
○議第 8号	富士山南東消防組合情報公開条例案……………	26
○議第 9号	富士山南東消防組合個人情報保護条例案……………	26
○議第10号	富士山南東消防組合行政不服審査法施行条例案……………	26
○議第11号	富士山南東消防組合行政手続条例案……………	26
○議第12号	富士山南東消防組合職員定数条例案……………	28
○議第13号	富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 案……………	28
○議第14号	富士山南東消防組合職員の再任用に関する条例案……………	28
○議第15号	富士山南東消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案……………	28
○議第16号	富士山南東消防組合職員の分限に関する条例案……………	28
○議第17号	富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例案……………	28
○議第18号	富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例案……………	28
○議第19号	富士山南東消防組合職員の服務の宣誓に関する条例案……………	34
○議第20号	富士山南東消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条 例案……………	34
○議第21号	富士山南東消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条 例案……………	34
○議第22号	富士山南東消防組合証人等に対する実費弁償に関する条例案……………	34
○議第23号	富士山南東消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例案……………	34
○議第24号	富士山南東消防組合臨時職員等の給与、勤務時間その他の勤務条 件に関する条例案……………	34
○議第25号	富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案……………	34
○議第26号	富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案……………	37
○議第27号	富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に 関する条例案……………	37
○議第28号	富士山南東消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例案……………	37
○議第29号	富士山南東消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	

案	37
○議第30号 富士山南東消防組合行政財産の目的外使用に関する条例案	37
○議第31号 富士山南東消防組合手数料条例案	37
○議第32号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案	37
○議第33号 富士山南東消防組合火災予防条例案	40
○議第34号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	41
○議第35号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	42
○閉会の挨拶	43
○閉会の宣告	44
○署名議員	44

平成28年富士山南東消防組合議会3月臨時会会議録

議 事 日 程

平成28年3月29日（火曜日）午後2時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 富士山南東消防組合議会議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 富士山南東消防組合議会副議長の選挙
- 日程第 7 発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則案
- 日程第 8 発議第2号 管理者の専決事項の指定について
- 日程第 9 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（平成27年度富士山南東消防組合会計暫定予算）
- 日程第10 承第 2号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合の休日を定める条例）
- 日程第11 承第 3号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合公告式条例）
- 日程第12 承第 4号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 日程第13 承第 5号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例）
- 日程第14 承第 6号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）
- 日程第15 議第 1号 平成27年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第16 議第 2号 平成28年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第17 議第 3号 三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第18 議第 4号 御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託について
- 日程第19 議第 5号 富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案
- 日程第20 議第 6号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例案
- 日程第21 議第 7号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案
- 日程第22 議第 8号 富士山南東消防組合情報公開条例案
- 日程第23 議第 9号 富士山南東消防組合個人情報保護条例案
- 日程第24 議第10号 富士山南東消防組合行政不服審査法施行条例案

- 日程第 2 5 議第 1 1 号 富士山南東消防組合行政手続条例案
- 日程第 2 6 議第 1 2 号 富士山南東消防組合職員定数条例案
- 日程第 2 7 議第 1 3 号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案
- 日程第 2 8 議第 1 4 号 富士山南東消防組合職員の再任用に関する条例案
- 日程第 2 9 議第 1 5 号 富士山南東消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案
- 日程第 3 0 議第 1 6 号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例案
- 日程第 3 1 議第 1 7 号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例案
- 日程第 3 2 議第 1 8 号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例案
- 日程第 3 3 議第 1 9 号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例案
- 日程第 3 4 議第 2 0 号 富士山南東消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案
- 日程第 3 5 議第 2 1 号 富士山南東消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例案
- 日程第 3 6 議第 2 2 号 富士山南東消防組合証人等に対する実費弁償に関する条例案
- 日程第 3 7 議第 2 3 号 富士山南東消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例案
- 日程第 3 8 議第 2 4 号 富士山南東消防組合臨時職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例案
- 日程第 3 9 議第 2 5 号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案
- 日程第 4 0 議第 2 6 号 富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案
- 日程第 4 1 議第 2 7 号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例案
- 日程第 4 2 議第 2 8 号 富士山南東消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案
- 日程第 4 3 議第 2 9 号 富士山南東消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例案
- 日程第 4 4 議第 3 0 号 富士山南東消防組合行政財産の目的外使用に関する条例案
- 日程第 4 5 議第 3 1 号 富士山南東消防組合手数料条例案
- 日程第 4 6 議第 3 2 号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案
- 日程第 4 7 議第 3 3 号 富士山南東消防組合火災予防条例案
- 日程第 4 8 議第 3 4 号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第 4 9 議第 3 5 号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 富士山南東消防組合議会議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名

- 日程第 6 富士山南東消防組合議会副議長の選挙
- 日程第 7 発議第 1 号 富士山南東消防組合議会会議規則案
- 日程第 8 発議第 2 号 管理者の専決事項の指定について
- 日程第 9 承第 1 号 専決処分の報告及び承認について（平成 27 年度富士山南東消防組合会計暫定予算）
- 日程第 10 承第 2 号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合の休日を定める条例）
- 日程第 11 承第 3 号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合公告式条例）
- 日程第 12 承第 4 号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）
- 日程第 13 承第 5 号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例）
- 日程第 14 承第 6 号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）
- 日程第 15 議第 1 号 平成 27 年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 16 議第 2 号 平成 28 年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 17 議第 3 号 三島市外 3 組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三島市外 3 組合公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第 18 議第 4 号 御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託について
- 日程第 19 議第 5 号 富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案
- 日程第 20 議第 6 号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例案
- 日程第 21 議第 7 号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案
- 日程第 22 議第 8 号 富士山南東消防組合情報公開条例案
- 日程第 23 議第 9 号 富士山南東消防組合個人情報保護条例案
- 日程第 24 議第 10 号 富士山南東消防組合行政不服審査法施行条例案
- 日程第 25 議第 11 号 富士山南東消防組合行政手続条例案
- 日程第 26 議第 12 号 富士山南東消防組合職員定数条例案
- 日程第 27 議第 13 号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案
- 日程第 28 議第 14 号 富士山南東消防組合職員の再任用に関する条例案
- 日程第 29 議第 15 号 富士山南東消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案
- 日程第 30 議第 16 号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例案
- 日程第 31 議第 17 号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例案
- 日程第 32 議第 18 号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例案
- 日程第 33 議第 19 号 富士山南東消防組合職員の服務の宣誓に関する条例案
- 日程第 34 議第 20 号 富士山南東消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案

- 日程第35 議第21号 富士山南東消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例案
- 日程第36 議第22号 富士山南東消防組合証人等に対する実費弁償に関する条例案
- 日程第37 議第23号 富士山南東消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例案
- 日程第38 議第24号 富士山南東消防組合臨時職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例案
- 日程第39 議第25号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案
- 日程第40 議第26号 富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案
- 日程第41 議第27号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例案
- 日程第42 議第28号 富士山南東消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案
- 日程第43 議第29号 富士山南東消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例案
- 日程第44 議第30号 富士山南東消防組合行政財産の目的外使用に関する条例案
- 日程第45 議第31号 富士山南東消防組合手数料条例案
- 日程第46 議第32号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案
- 日程第47 議第33号 富士山南東消防組合火災予防条例案
- 日程第48 議第34号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第49 議第35号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

出席議員（10名）

1番	堀江和雄君	2番	松田吉嗣君
3番	柏木豊君	4番	土屋誠君
5番	石渡光一君	6番	土屋俊博君
7番	下山一美君	8番	佐野利安君
9番	勝又明君	10番	杉本和男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	豊岡武士君	副 管 理 者	高村謙二君
副 管 理 者	遠藤日出夫君	副 管 理 者	中村正藏君
三島市消防長	古地正実君	裾野市消防長	中西章夫君

長泉町消防長 鈴木慎二君 三島市消防長 風間光明君
三島市消防課

裾野市消防長 土屋敏彦君 長泉町消防長 服部健二君
裾野市消防課 長泉町消防課

三島市議会事務局職員出席者

議会事務局長 河野 稔 君

◎臨時議長の紹介

○三島市消防総務課長（風間光明君） 三島市消防総務課長の風間でございます。

本日の臨時会は、組合設立後、最初の議会でございます。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。本日の出席議員のうち、土屋誠議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

土屋誠議員、議長席にお着き願います。

〔土屋 誠君、議長席に着席〕

○臨時議長（土屋 誠君） ただいま御紹介にあずかりました土屋誠でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひします。

開会に先立ち申し上げます。

広報関係者等より、議場内での写真撮影等の申し出がありますので、これを許します。

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（土屋 誠君） 出席議員が定足数に達していますので、これより平成28年富士山南東消防組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（土屋 誠君） 本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（土屋 誠君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎富士山南東消防組合議会議長の選挙

○臨時議長（土屋 誠君） 次に、日程第2 富士山南東消防組合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土屋 誠君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土屋 誠君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

富士山南東消防組合議会議長に土屋俊博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました土屋俊博君を富士山南東消防組合議会議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（土屋 誠君） 異議なしと認めます。よって、土屋俊博君が富士山南東消防組合議会議長に当選されました。

ただいま富士山南東消防組合議会議長に当選されました土屋俊博君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

土屋俊博君、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔議員 土屋俊博君登壇〕

○議員（土屋俊博君） ただいま議員の皆様方の御推挙をいただく中、富士山南東消防組合議会初代議長に就任をさせていただきまして、大変ありがとうございます。微力ではございますが、この地域に住む方々の身体、生命、財産を守るために、より一層の消防力向上に全力で取り組んでいきたいと思うところでございます。

議員各位におかれましては、地方の消防力向上のためにより一層の深い御理解と御協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いをいたします。

○臨時議長（土屋 誠君） それでは、土屋俊博議長、議長席にお着き願います。

〔議員 土屋俊博君、議長席に着席〕

○議長（土屋俊博君） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎議席の指定

- 議長（土屋俊博君） これより日程第3 議席の指定を行います。
議席は、議長において、ただいま着席の議席を指定いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（土屋俊博君） 次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（土屋俊博君） 次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番 堀江和雄君、2番 松田吉嗣君の両君を指名いたします。
-

◎富士山南東消防組合議会副議長の選挙

- 議長（土屋俊博君） 次に、日程第6 富士山南東消防組合議会副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。
富士山南東消防組合議会副議長に杉本和男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました杉本和男君を富士山南東消防組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、杉本和男君が富士山南東消防組合議会副議長に当選されました。

ただいま富士山南東消防組合議会副議長に当選されました杉本和男君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

杉本和男君、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

〔議員 杉本和男君登壇〕

○議員（杉本和男君） ただいま議長に推挙いただきました杉本でございます。副議長の責を全うしたいと考えておりますので、ぜひ皆様の御協力をお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ですけれども、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎管理者挨拶

○議長（土屋俊博君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 富士山南東消防組合の臨時会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合は、三島市、裾野市、長泉町の市町議会11月、12月定例会におきまして、議員の皆様のご理解を賜り、消防組合設置の議案を議決いただきました。1月22日には静岡県知事から富士山南東消防組合の設置が許可され、正式に消防組合が誕生したわけでございます。その後、それぞれの市町議会2月、3月定例会においては、10名の消防組合議員の皆様が決定し、ここに富士山南東消防組合議会が発足する運びとなったところでございます。

先ほど正副議長の選挙も終わり、いよいよ組合議会が本格始動となるわけでございますが、4月1日から2市1町の20万人余の住民の生命、身体及び財産を守る重要な消防本部が発足するわけでございまして、住民の期待も大きいものがございます。

本日は、消防業務をスタートさせるに当たり、41の議案について御審議をいただきます。その内訳は、専決処分の報告及び承認をいただくものが6件、予算が2件、一般議案2件、条例案29件、人事案件2件となります。数多くの御審議をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

さて、ここで消防組合関係職員の出席者を紹介させていただきます。

まず、副管理者、高村裾野市長。

- 副管理者（高村謙二君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 同じく副管理者、遠藤長泉町長。
- 副管理者（遠藤日出夫君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 同じく副管理者、中村三島市副市長。
- 副管理者（中村正藏君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 古地三島市消防長。
- 三島市消防長（古地正実君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 中西裾野市消防長。
- 裾野市消防長（中西章夫君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 鈴木長泉町消防長。
- 長泉町消防長（鈴木慎二君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 風間三島市消防総務課長。
- 三島市消防総務課長（風間光明君） よろしくお願ひいたします。
- 管理者（豊岡武士君） 土屋裾野市消防総務課長。
- 裾野市消防総務課長（土屋敏彦君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 服部長泉町消防管理課長。
- 消防管理課長（服部健二君） よろしく申し上げます。
- 管理者（豊岡武士君） 出席者は以上でございます。

なお、議事運営の円滑を図るため、今回に限り、三島市議会事務局長の河野氏に議事運営の事務局長を依頼いたしましたので、皆様には御了承いただきますと幸いでございます。

議員の皆様におかれましては、豊富な知識と経験をもとに、今後の消防組合の発展のために御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、管理者としての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則案

- 議長（土屋俊博君） 次に、日程第7 発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則案を議題といたします。

本件については、全議員が発議者となっておりますので、提案理由の説明及び質疑を省略いたします。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより発議第1号 富士山南東消防組合議会会議規則案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号 管理者の専決事項の指定について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第8 発議第2号 管理者の専決事項の指定についてを議題といたします。

本件については、全議員が発議者となっておりますので、提案理由の説明及び質疑を省略いたします。

これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより発議第2号管理者の専決事項の指定についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎承第1号 専決処分の報告及び承認について（平成27年度富士山南東消防組合会計暫定予算）

◎承第2号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合の休日をも定める条例）

◎承第3号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合公告式条例）

◎承第4号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例）

◎承第5号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例）

◎承第6号 専決処分の報告及び承認について（富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第9 承第1号 専決処分の報告及び承認についてから日程第14 承第6号 専決処分の報告及び承認についてまでの6件を一括議題といたします。

6件について当局から提案理由の説明を願います。

[管理者 豊岡武士君登壇]

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました承第1号から承第6号までの6件につきまして、提案の要旨を一括して申し上げます。

まず承第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計暫定予算であります。これは組合議会開会前に組合規約附則第2項に定める準備行為を行う必要がある124万円の暫定予算を編成したものであります。

以上の歳出に要する市町負担金として36万3,000円を計上し、各市町の負担金の割合と負担額は、三島市が47.52%で17万2,000円、裾野市が30.76%で11万2,000円、長泉町が21.72%で7万9,000円であります。このほか雑入として、三島市、裾野市及び長泉町消防広域化推進協議会からの負担金87万7,000円を計上したものであります。

主な内容といたしましては、議会費で、議員報酬、議会運営に要する事務費に合わせて24万6,000円を、総務費では、一般管理費で管理者及び副管理者の給料、コンピューター整備に要する経費などに合わせて99万4,000円をそれぞれ計上しております。

次に、承第2号 富士山南東消防組合の休日を定める条例についてであります。この条例は、土日祝日及び毎年12月29日から翌年の1月3日までの日を富士山南東消防組合の休日とし、原則として組合機関の執務を行わない旨を定めるものであります。

次に、承第3号 富士山南東消防組合公告式条例についてであります。この条例は、富士山南東消防組合の条例、規則等の公布等に関し必要な事項を定めるもので、富士山南東消防組合、裾野消防署及び長泉消防署の3カ署所に掲示場を設けることを定めるものであります。

次に、承第4号 富士山南東消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についてであります。この条例は、地方公務員災害補償法第69条等の規定に基づき、議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、承第5号 富士山南東消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例についてであります。この条例は、消防組合議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものであります。

次に、承第6号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例についてであります。この条例は、管理者、副管理者、監査員、その他の非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について定めるものであります。

以上の承第1号から承第6号までについては、組合の準備行為を行うための暫定予算の編成及び組合を運営していく上での基本的事項として、組合設立と同時に制定する必要がある条例について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったもので、本議会において承認を求めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより承第1号について質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、承第1号についての質疑を打ち切ります。
次に、承第2号について質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、承第2号についての質疑を打ち切ります。
次に、承第3号について質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、承第3号についての質疑を打ち切ります。
次に、承第4号について質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、承第4号についての質疑を打ち切ります。
次に、承第5号について質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、承第5号についての質疑を打ち切ります。
次に、承第6号について質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、承第6号についての質疑を打ち切ります。
質疑が終わりましたので、これより承第1号について討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第1号 専決処分の報告及び承認に
ついてを採決いたします。
報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第1号は報告どおり承認されました。
次に、承第2号について討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第2号 専決処分の報告及び承認に
ついてを採決いたします。
報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
- 議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第2号は報告どおり承認されました。
次に、承第3号について討論を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第3号 専決処分の報告及び承認に

ついてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第3号は報告どおり承認されました。

次に、承第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第4号 専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第4号は報告どおり承認されました。

次に、承第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第5号 専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第5号は報告どおり承認されました。

次に、承第6号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより承第6号 専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、承第6号は報告どおり承認されました。

◎議第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第15 議第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[管理者 豊岡武士君登壇]

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第1号 平成27年度富士山南東消防組合

計予算案について提案の要旨を申し上げます。

これは、承第1号で御承認いただきました平成27年度本組合暫定予算における予算の総額、歳入歳出及び計上額と同じ内容の予算を提案しようとするものであります。暫定予算につきましては、地方自治法施行令第2条において、本予算が成立するまでの間、必要な経費を調整し、執行する旨が定められており、地方自治法第218条第3項に基づく本予算の成立が前提となっておりますので、平成27年度、本組合会計予算案を提出したものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 平成27年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 平成28年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第16 議第2号 平成28年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第2号 平成28年度富士山南東消防組合会計予算案について提案の要旨を申し上げます。

本年4月から運用が開始されます組合予算の総額を23億6,000万円としようとするものであります。その主な内容といたしましては、まず議会費では、議員の皆様の報酬及び議会運営に係る経費に合わせて69万9,000円を計上しようとするものであります。総務費では、一般管理費で管理者及び副管理者の給料、各種審査会等の報酬、事務系コンピューターの維持管理経費、そのほか人事給与システム及び例規データベースシステムの使用料、人事管理、財務管理等の事務費に要する経費といたしまして、合わせて3,973万5,000円を、監査委員費で、監査委員の報酬及び監査に係る事務費といたしまして、合わせて9万5,000円をそれぞれ計上しようとするものであり

ます。

次に、消防費では、常備消防費で、消防職員の人件費及び消防本部、消防署、分遣所、消防指令センターの運営費などに合わせて21億7,829万3,000円を、消防施設費で、昨年12月に策定された広域消防運営計画に基づき整備される消防車、救急車、防災車、広報車の購入に要する経費及び新施設整備に要する用地調査費に合わせて1億554万9,000円を計上しようとするものであります。

次に、公債費では、組合の資金に不足が見込まれる場合に、金融機関等から融資を受けるための一時借入金利子に30万円を計上しようとするものであります。また、不測の事態に対応するための経費といたしましては3,532万9,000円を予備費として計上しようとするものであります。

以上の歳出に要する財源といたしましては、構成市町からの負担金を22億35万4,000円計上しており、負担金の割合と負担額は、三島市が47.52%で10億4,560万8,000円、裾野市が30.76%で6億7,682万9,000円、長泉町が21.72%で4億7,791万7,000円となっております。

次に、手数料では、危険物関係の事務手数料といたしまして386万円を、県支出金では、消防救急業務用資機材購入などが補助対象となります。一部事務組合からは防災力充実強化総合支援助事業費補助金といたしまして950万4,000円を、雑収入では、新東名高速道路等への救急業務に対する中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道救急業務支弁金4,602万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、組合債では、消防車、救急車、防災車、広報車整備に充てる地方債といたしまして9,930万円を計上しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

佐野利安君。

○議員（佐野利安君） すみません、50ページの指令システム保守点検業務委託料5,500万、この指令台のシステム改修の不足の費用が含まれているかお聞きします。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） お答えさせていただきます。

ここに計上させております保守点検委託料でございますが、必要とされるシステムの保守点検、1年間の保守点検の委託料の5,500万でございますが、この中には必要とされる指令システムの改修費は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） 含まれていないということなんですけれども、それでは各ここに消防長がいますからお聞きします。この含まれていないで指令システムのちょっと改修されていない中で、4月1日に開所できるかということをお聞きします。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 私から最初に答弁させていただきますが、現状のシステムは三島市、裾野市、長泉町の3方面運用となっておりますために、市町境での発生いたしました災害に対しましては、発生場所の市町の消防車両のみが選択をされまして、市町をまたいでの自動的な出動システムとはなっておりません。このためオペレーターの手動操作によりまして選択された車両の変更や出動車両の追加を行うこととなりますために、指令システムの改修の必要性は認識をしておりましたので、どのような改修が必要か、システムの設置業者等にも相談をして検討をまいったわけでございます。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） ちょっと暫時休憩してください。

○議長（土屋俊博君） どのようなことで。

○議員（佐野利安君） 今説明を受けましたけれども、やっぱり今現在ですね、暫時休憩でいいですか。

○議長（土屋俊博君） 違います、説明をしてください、暫時休憩の説明を。

○議員（佐野利安君） 結局今の時点で指令、119番入ってから出動ですと、大体30秒ぐらいで出動をかけられますけれども、この状態で聞いていますと、どのぐらいかかるかちょっとわからないので、ちょっと暫時休憩で聞きたいんですが、悪いですが。

○議長（土屋俊博君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○議長（土屋俊博君） 再開いたします。

○議員（佐野利安君） 今度は管理者にちょっとお聞きしますけれども、こんな状態で厳しいですからね。やっぱり補正予算を早くとるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 佐野議員にお答えを申し上げます。

この指令センターの指令システムでございますけれども、今現在、必要最低限の消防OAシステムというものの改修を早期に実施する計画でありますほか、システム担当者により市町境における出動体制の一部改修を実施いたしているところでございます。

また、全体のシステム改修も今後必要と考えておりますが、北分遣所の一部と、裾野茶畑分遣所の機能をあわせ持った新たな施設整備を行う際に管轄区域を見直す必要がありますことから、その時期に合わせて全体のシステム改修をするなど、消防組合において改修時期の検討を速やかに進めることといたしておるところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（土屋俊博君） ほかにございませんか。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 何点か質問させていただきます。

初めに、40ページの人事管理事業のところ、職員採用試験委託料50万円とあります。これは明年4月からの富士山南東消防本部組合の職員を募集する委託料というふうに理解をいたしますが、まず今の現時点で2市1町の職員の方の給料、これがまだ確定をしていない、このように認識をしているわけでありますが、その中で、このまず職員の採用試験、待遇については一本化するか、そのあたりの方向性、それから、その職員の待遇について、三島市の基本給をベースにと、こういうふうに伺っておりますが、そのあたりのベースにするところと各手当、このあたりの協議をいつまでに決着をして、そして明年の職員を希望される方にそのようなアナウンスをしていくのか、またその試験がいつ行われる予定であるのか、それがわかればお願いいたします。

それから、2点目ですが、46ページのところの救急救命士養成研修負担金、こちらでございます。三島市の旧三島消防本部の中では、救急車に救急救命士を2名乗車させるということが目標だというふうに伺っておりましたが、富士山南東消防本部でも、救急車に2名の救急救命士の乗車を目指していくのかどうかということと、本年のこの負担金の研修計画、何名行くのかということとを教えていただければと思います。

そして、3点目ですが、先ほど佐野議員が言われました、その下の指令システム更新業務委託料、50ページのところの指令システム更新業務委託料、こちらの内容について、先ほどの佐野議員が言われた改修とは別物だというふうに理解をしておりますが、その辺のこのシステムの内容について再度教えていただければと思います。

○議長（土屋俊博君） 当局答弁願います。

風間総務課長。

○三島市消防総務課長（風間光明君） 私からは、堀江議員の採用試験の一本化の方向性、各種手当あるいは給与の一本化ですね、こちらをいつまでに決着するかについての答弁でございます。

まず、今現状といたしましては、各市町の職員につきましては、各市町の給与ということで、まず現状として一本化がされてない状況がございます。今後、2市1町の調整会議という形で協議会を終了した、もう組合の中ですけれども、協議を継続していく予定でございます。それに伴いまして、採用試験、まず給与の一本化につきましては、その人事部会で協議を進めてきたところでございますが、今後できるだけ早く、できれば人事部会では夏ごろまでにはこの決着を見たいということで、一応人事部会は閉じているところでございます。

したがって、採用試験につきましても、その職員の給与をある程度一本化して、後で採用試験という形になりますので、採用試験につきましては、そこができれば次第の新たな組合としての採用の職員の募集という形になりますので、できれば早いにこしたことはないわけですが、遅くとも9月とかそういう時期には採用試験の募集をかけたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 私からは、救急救命士の養成についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、目標とさせていただく基準なんですけれども、先ほど議員からも言われましたように、当初、三島市の消防の担当課におきましては、救急車1台に救命士2人が理想的な搭乗ということで、それを目標に養成を図っておったわけでございますけれども、広域化のほうで、それと同じように1台に2人を理想としていきたいという考えでありまして、現在、4月1日から業務を開始するわけでございますが、4月1日からの人員は、そのまま市町の職員の異動はありませんので、現状の配置の乗車率となりますが、やっぱり今後は一つの消防ですので、管轄する区域の住民の皆様には、平等なサービスを提供するべきだと考えますので、乗車率が均等となるような救命士の配置も考えていかなければならないと考えております。

それからですね、この予算ですけれども、2人の413万1,000円には、28年度ですね、救急救命を研修所へ2人を派遣する予定で、前期に1人、後期に1人、6カ月間の派遣を予定をしております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） もう1件御質問がございました。50ページの指令システムの更新の委託料でございますけれども、この中の主な支出が、これはゼンリンの地図、要は指令センターで使う、画面に出てくるゼンリンの地図を基本として地図検索を行っているわけなんですけれども、その地図におきましては、毎年刻々と住宅の地図、あるいはビルができる等目標物が変わっておりますので、毎年新しいゼンリンの地図を入力、採用していくために、その更新費用が主なこの支出の内容となっております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。

それでは、一番最初の職員採用試験の委託料について、再度質問させていただきます。

先ほど答弁いただきました内容ですと、8月ぐらいまでに一本化の待遇を図っていくという方向性を伺いました。その上で9月に試験を行っていくというふうに伺いましたので、非常に、本来であれば、この4月1日の議会を迎えるまでに、一番大事なこの職員の待遇のところ、決着をしていかなければいけなかったのではないかとというふうに私自身も思っておりますので、これは多くの方が、やっぱり不安に思っている。このようなところでもありますので、ぜひともこちらは早急に進めていただければというふうに思います。

あわせて、明年の職員採用、何名を予定しているのか教えていただければと思います。

次に、救急救命士の委託料負担金のところではありますが、均等の乗車率というふうに答弁をい

ただきました。これは、均等の乗車率というのは、富士山南東消防本部として1台の救急車に2名の救急救命士を目指していくというふうに理解をしいのか、再度お聞きします。

そして、先ほどの指令システムの更新委託料であります。三島市、そして長泉町もそうだし、それはさまざまなふさわしい高規格道路、このようなものが完成をしたり、そして街並みが変わってくることによって、この消防車の出動する経路も変わってくる。それに応じて、このゼンリンの地図、また指令センターの大画面のモニターの地図を変えていくと、このように理解をいたしますが、それと連動して救急車、消防車でしょうか、こちらに乗っているAVMとも連動すると聞いておりますが、そのあたりのことの情報も教えていただければと思います。

○議長（土屋俊博君） 答弁願います。

風間総務課長。

○三島市消防総務課長（風間光明君） 私のほうからは、議員からの質問といたしまして、初めに、来年の採用人数についてということでございます。

2市1町の来年度の退職者につきましては、現在把握しているところでは8人ということでございますので、退職者の8人は採用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 私からは、救命士の搭乗の率の関係なんですけれども、やっぱり広域2市1町の富士山南東消防本部としても同様な1台2名乗車を目指して、目標として養成を図っていきたくて考えております。例えば現状であれば、各市町が乗車率、搭乗率というのが違うと思いますので、それをやっぱり均等化するには、救命士の配置換えも必要になるんじゃないかという、それらも考慮したいと思っております。

それからもう1点、システムの更新の中で、要は指令センターにおける地図が更新されたときに、その端末、車とかにある端末、AVMなんですけれども、それはどうなるかということなんですけれども、AVMも同じように更新をされることとなります。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

下山一美君。

○議員（下山一美君） 私からは、50ページの3款消防費、1項消防費、2目消防施設費のうちの消防車両整備事業、自動車購入費9,091万4,000円についてお尋ねしたいと思います。

まず、この事業の内訳についてお尋ねしたいと思います。広域消防運営計画の、36ページに長中期財政計画、車両整備編がありまして、平成28年度は消防ポンプ1台、救急車1台、その他の車両、防災車、トラック1台、いずれも三島市、そして、裾野市に広報車1台を配備するというように計画があると思いますが、この内訳及びその車両の配置場所について確認したいと思います。

○議長（土屋俊博君） 風間総務課長。

○三島市消防総務課長（風間光明君） ただいま御質問のありました車両の配置についてでございます。今年度予定されているのがポンプ自動車1台、そして高規格救急自動車1台、防災車、これはトラックになりますが、こちらが1台、そして広報車が1台ということですが、その内訳につきましては、消防ポンプ自動車が約5,000万円、そして高規格救急自動車につきましては約2,400万円、そして防災車、こちらにつきましては約1,100万円、そして広報車につきましては約570万円でございます。

その配置場所につきましては、広報車が裾野市を予定しております。そして、他の3車両につきましては、三島市内への配置というふうに予定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 同じ今、広域消防の運営計画によりますと、8年後の平成35年度に中郷分遣所が完成することになっております。現在、この中郷分遣所には、救急車がなくて、本署からの出動ということになっておりますが、救急業務の件数というのは、御案内のように高齢化の進行とともにさらに増えていく、急増するというふうに私も思います。現在でも消防業務の多くが救急車の出動というふうに認識しているところです。

そこで、こういう計画等を見ましても、8年後ということになるんですが、高齢化の進行に伴う救急業務の増加に、需要にですね、応えることができるかどうかという若干懸念を持たざるを得ません。そこで、本来ならば計画の前倒しも含めてより早期に中郷分遣所の設置及び救急車の配置に取り組むべきだと考えますが、基本的にその計画に照らして、改めて特に皆さんの、当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 先ほど下山議員のほうから8年後というお話がありました。8年後といいますのは、中郷分遣所の建てかえの移転の予定となっております。そのときには、救急車とその現状の消防車が入るスペース、それから、できれば2台運用できるように、2台を動かす人員の仮眠スペースとかもあわせて整備をしたいと考えているところでございまして、実際の中郷分遣所の救急車の配備につきましては、それより前にですね、今現状の中郷分遣所、車庫自体は入るスペースがございまして、仮眠室は、今の勤めている5人でいっぱいですので、救急車の配置をできればして、乗り換えということに一時的になりますけれども、そのような運用で考えております。

その時期につきましては、これから4月1日から業務運用開始していくわけなんですけれども、その救急の体制がうまく回るようになったところで、どこか北部方面の救急車を1台中郷方面へ回すような考えでおります。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 平成28年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議第3号 三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について

◎議第4号 御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第17 議第3号 三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について及び日程第18 議第4号 御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託についての2件を一括議題といたします。

2件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第3号から議第4号までの2件につきまして提案の要旨を申し上げます。

まず、議第3号 三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更についてであります。これは、本年1月22日に静岡県知事の許可を得て設置された本組合が本年4月1日から三島市、裾野市及び長泉町の消防事務等の共同処理を開始することに伴い、現在、三島市と三島市外3ヶ市町箱根山林組合、三島市外5ヶ市町箱根山組合及び三島函南広域行政組合の3つの一部事務組合と共同して設置しております三島市外3組合公平委員会に新たに本組合が加入するとともに、同公平委員会の名称を三島市外4組合公平委員会に変更するに当たり、同公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び同公平委員会の共同設置に関する規約の変更を行うものであります。

なお、地方自治法第292条において準用する同法第252条の7第2項の規定により、委員会を共同設置する地方公共団体の数を増減し、または委員会の共同設置に関する規約を変更しようとするときは、同条第1項の例により、関係地方公共団体の協議によってこれを行うこととされ、この協議については、同条第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となります。

ので、同公平委員会に対し、委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び委員会の共同設置に関する規約の変更について議決を求めるものであります。

次に、議第4号 御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託についてであります。これは、裾野市に隣接しております御殿場市神山須釜に在住している住民に対する消防に関する事務の委託について、御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託に関する規約を定め、御殿場市から消防事務の委託を受けるため、地方自治法第292条において準用する第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めようとするものあります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第3号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

次に、議第4号について質疑を許します。

下山一美君。

○議員（下山一美君） 第4号は、御殿場市の神山須釜地区ですか、この地域の皆さんの消防事務に関する委託ですが、三島市の住民である私としては、歴史的な経緯の中でこの委託がこれまでも行われてきたという認識程度で、深い理解はございませんけれども、基本的にはこれは何も問題ないというふうに理解しているところです。

そこで、今回は広域消防の初めての議会ということで、あえての質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、消防庁の市町村の消防広域化に関する基本指針では、市町村の広域化の機能について管轄人口がおおむね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされてきました。これが30万人規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の実情を十分に考慮する必要があるというふうに改正されたということは御案内のとおりです。

そこで伺いますが、三島市と裾野市、長泉町の人口を合計しますと、その管轄人口は、先ほど市長もおっしゃいましたように20万6,000人となります。将来的には、例えば2040年にはその20万6,000人が18万3,000人程度まで減少するというふうに報告されていますが、今後人口規模、おおむね30万人を目指すということで、新たに管轄区域の拡大に取り組むという考え方があるかどうか、管理者の見解を伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） まずは4月1日からですね、20万6,000人の住民の生命、身体、財産を守るために一丸となって取り組むことといたしたところでございまして、その先ですね、将来につきましては、社会経済情勢、あるいは人口動態等、大きな変化もあることも考えられますけれども、そのことにつきましては、今後速やかにスタートした上で、状況をですね、社会経済情勢、人口動態等を勘案しながら、そのところをみんなで考えていくべきことかなというふうに思っております。今のところどこかとさらに広げて一体となるというような考え方は持ち合わせて

おりません。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第4号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第3号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 御殿場市と富士山南東消防組合との消防に関する事務の委託についてを採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議第5号 富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案

◎議第6号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例案

◎議第7号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第19 議第5号 富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案から日程第21 議第7号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案までの3件を一括議題といたします。

3件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第5号から議第7号までの3件の条例案につきまして、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、議第5号 富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案についてであります

が、これは、地方自治法第102条第2項に基づき、富士山南東消防組合議会の定例会の回数を年2回と定めるものであります。

次に、議第6号の富士山南東消防組合監査委員に関する条例案についてであります。これは、地方自治法第202条の規定に基づき、定期監査、決算、証書類の審査など、監査委員の事務処理に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第7号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案についてあります。これは、消防組織法第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、名称、位置及び消防署の管轄区域などを定めるものであります。

以上、3件の条例案につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第5号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第6号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第7号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第7号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合議会の定例会の回数を定める条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第6号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合監査委員に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第7号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 富士山南東消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議第 8号 富士山南東消防組合情報公開条例案

◎議第 9号 富士山南東消防組合個人情報保護条例案

◎議第10号 富士山南東消防組合行政不服審査法施行条例案

◎議第11号 富士山南東消防組合行政手続条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第22 議第8号 富士山南東消防組合情報公開条例案から日程第25 議第11号 富士山南東消防組合行政手続条例案までの4件を一括議題といたします。

4件について、当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第8号から議第11号までの4件の条例案について、一括して提案の要旨を申し上げます。

まず、議第8号 富士山南東消防組合情報公開条例案についてであります。これは、公文書の開示を請求する住民の権利を明らかにするとともに、組合が保有する情報の公開の推進に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第9号 富士山南東消防組合個人情報保護条例案についてであります。これは、個人情報の開示等を請求する住民の権利を明らかにするとともに、組合が保有する個人情報の保護の推進に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第10号 富士山南東消防組合行政不服審査法施行条例案についてであります。これは、行政庁の処分等に関する不服申し立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、その全部が改正された行政不服審査法が平成26年6月13日公布、平成28年4月1日から施行し、同法において条例で定めることとされている審査請求に対する審議手続等における関係書類の写しの交付に係る手数料並びに地方公共団体に設置が義務づけられる審査請求に対する審議結果を審査するための第三者機関の組織及び運営について定めようとするものであります。

次に、議第11号 富士山南東消防組合行政手続条例案についてであります。これは、庶務、行政指導及び届け出に関する手続に対し、共通する事項を定めることによって、組合の行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益を保護するために必要な措置について定めるものであります。

以上、4件の条例案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第8号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第9号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第10号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第11号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第11号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第8号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第8号 富士山南東消防組合情報公開条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第8号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第9号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第9号 富士山南東消防組合個人情報保護条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第9号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第10号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第10号 富士山南東消防組合行政不服審査法施行条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第10号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第11号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第11号 富士山南東消防組合行政手続条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議第12号 富士山南東消防組合職員定数条例案

◎議第13号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案

◎議第14号 富士山南東消防組合職員の再任用に関する条例案

◎議第15号 富士山南東消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案

◎議第16号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例案

◎議第17号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例案

◎議第18号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第26 議第12号 富士山南東消防組合職員定数条例案から日程第32 議第18号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例案までの7件を一括議題といたします。

7件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第12号から議第18号までの7件の条例案について一括して提案の要旨を申し上げます。

まず、議第12号 富士山南東消防組合職員定数条例案についてであります。これは、富士山南東消防組合の消防職員の定数を252人と定めるものであります。

次に、議第13号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、組合の人事行政の運営等の状況等の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第14号 富士山南東消防組合職員の再任用に関する条例案についてであります。これは、定年退職した職員の再任用に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第15号 富士山南東消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案についてであります。これは、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものであります。

次に、議第16号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例案についてであります。これ

は、地方公務員法第27条第2項、第28条第3項等の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の事由、手続、効果等に関し定めるものであります。

次に、議第17号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年を年齢60年とするほか、定年等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第18号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒処分の手続について規定するとともに、その効果としての減給、停職等の内容などについて定めるものであります。

以上7件の条例案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第12号について質疑を許します。
佐野利安君。

○議員（佐野利安君） 職員定数252名のうち、行政から応援に派遣される2名、計6名というのは、この252名の中に入っているんでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 含まれております。

○議長（土屋俊博君） 佐野利安君。

○議員（佐野利安君） 派遣されているから、その職員まで252名の中に入れなくてもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 広域の消防本部になりまして、総務課なんですけれども、新たな業務がいろいろできました関係上、今までやってこなかった業務ですので、それぞれの市町の行政から支援を受ける形で来ていただく方たちと、その反対に、例えば消防団業務が市町の業務になりますので、その市町へ出向した形で、その消防団業務を消防職員がやる形で、交換ではないんですけども、入れかわった形になっておりますので、定数に入っているということになります。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 本条例の今も議論がありましたけれども、第3条に、職員の定数は252人とするというようにあります。今の御答弁ですと、行政から応援に入る方6名も含めて252名ということになると思いますけれども、広域消防の運営計画に、4ページに消防職員の状況ということで、三島市、裾野市、長泉町、それぞれ定数がありまして、その定数合計が252人というようになっております。同数になっておりますが、それですと、この現況と一方では一致し、さらに応援も含めて252人ということだと、私理解ができないんですが、その根拠について改めて教えていただきたいということと、広域消防運営計画では、職員の状況として252人に対して実人員が244人というふうに位置づけられて、報告されています。ここですと8人の不足ということになるんですが、応援者を入れて6人云々で差額の2人という数が移動するわけですけども、その実態と今後も不足している定数についての充足をどのように行う予定なのか、考え方をお尋

ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 当局答弁願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時16分

○議長（土屋俊博君） 議事を再開いたします。

古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 下山議員の御質問にお答えさせていただきます。

252人の根拠ですけれども、条例としての根拠は、それぞれの市町、今現状のそれぞれの条例定数を足したものでございまして、252人の中に含まれるというのは、行政の支援を受ける関係で、交換ではないですけれども、消防側から行政、行政から消防本部へ、組合消防へ来ていただきますので、それは正規職員として数えるということになるためにその定数に含まれることになります。

それから、現在定数252に対して248、4人足りませんので、なるべく早急にマイナスの4人は、定年退職者も含めて募集をかけて、満にしたいと考えております。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 今、消防長からご説明あったんですけれども、私単純に考えて、三島市が120、裾野市が77、長泉が55と合計252、現状の定員数の総合計を今回の新しい条例案の第3条に位置づけたというふうに理解しております。ですので、若干、説明について私の認識が弱いのかもしれませんけれども、理解しかねる部分があります。応援者がですね、新たに消防組合のほうに入るという認識を持つべきであって、252人は、応援者を除外した元々の現状の中での総数ではないでしょうか。ちょっと理解をできかねます。

もう一つお尋ねしたいんですが、総務省の消防庁の消防力の整備指針では、人員に関する指針について、消防隊の隊員とか救急隊の隊員、消防本部及び署所の予防要員など、消防職員の基準が示されております。これに準拠しますと、富士山南東消防組合の職員定数は何人になるのでしょうか。条例定数252人に対して消防力の整備指針で計算した場合の人数は何人になるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） お答えさせていただきます。

広域化後の新たな消防組合としての充足率ということでよろしいでしょうか。

4月1日からスタートします2市1町の消防広域化の管轄人口20万6,000、職員定数が252となっておりますけれども、それで消防力の整備指針に照らして現状の車両数に対しての人員で計算

をしてまいりますと、必要人員が364人となりまして、4月1日の広域化の充足率で見ますと71.5%ということになる。この数字は、平成27年度の国からの調査が来て、その回答の数字となっております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 71.5%というのは、全国的にも必ずしも高いほうではないというふうに思います。充足率は財政状況によって変わるという要素がありますけれども、ただ、消防力の整備指針では、その総数に関する事項がありまして、その整備指針をほとんどの消防組織で十分満足されていないと、充足されていないというのが実態だというふうに認識しておりますが、必要とされる人員は充足していなければ、消防本来の任務が全うできないのではないかなというふうに私は考えます。財政が困難な状況ということは十分理解できますけれども、火災や各種の災害対処及び救急業務など、住民の身体、生命、財産を守る任務は、消防だけにもっばら求められている任務なんですね。

そこで、消防力の指針による定数を現状では71.5%、人員にしますと112人割ったままでは、住民の生命、身体、財産を守るという活動においては十分ではないというふうに認識をするところです。可能な限り早期に指針が示す職員件数を充足すべきだと私は考えますが、改めて認識を伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 下山議員に私から御答弁申し上げます。

おっしゃることはよくわかるわけでございますけれども、できる限り整備指針に近づけるといふ、その考え方は、今後とも持ちながら、できる限りの充足を図っていきたいというふうに考えているところでございますけれども、それにおかれまして、今後とも財政需要や議会の御理解を求めながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

したがいまして、直ちに三百数十名の職員を充足するというわけには必ずしもまいりませんので、追って順序よく充足できるように努力をしていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋俊博君） ほかにございますか。

古地三島市消防長。

○三島市消防長（古地正実君） 先ほどの答弁の中で、ちょっと数字のほうを間違いがありましたので訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、現在員が246人で消防力の整備指針に照らした人員が364人、71.5%の充足率と申し上げましたけれども、実際はちょっと計算違いで69.2%に訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（土屋俊博君） なければ、議第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第13号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第14号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第15号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第16号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第17号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第18号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第18号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第12号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第12号 富士山南東消防組合職員定数条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第12号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第13号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第13号 富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第13号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第14号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第14号 富士山南東消防組合職員の

再任用に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第14号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第15号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第15号 富士山南東消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第15号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第16号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第16号 富士山南東消防組合職員の分限に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第16号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第17号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第17号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第17号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第18号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第18号 富士山南東消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第18号は原案どおり可決いたしました。

議事の都合により、ここで休憩いたします。

なお、再開は15時40分の予定です。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（土屋俊博君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第19号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例案

◎議第20号 富士山南東消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案

◎議第21号 富士山南東消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例案

◎議第22号 富士山南東消防組合証人等に対する実費弁償に関する条例案

◎議第23号 富士山南東消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例案

◎議第24号 富士山南東消防組合臨時職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例案

◎議第25号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第33 議第19号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例案から日程第39 議第25号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案までの7件を一括議題といたします。

7件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第19号から議第25号までの7件の条例案について一括して提案の要旨を申し上げます。

まず、議第19号 富士山南東消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第20号 富士山南東消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第35条の規定に基づき、職員の職務専念義務の特例について定めるものであります。

次に、議第21号 富士山南東消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例案についてであります。これは、消防業務に従事したことにより死亡し、または障害の状態となった場合における賞じゅつ金の授与について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第22号 富士山南東消防組合証人等に対する実費弁償に関する条例案についてであります。これは、組合議会、監査委員の求めにより出頭した者に対する実費弁償について必要な

事項を定めるものであります。

次に、議第23号 富士山南東消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、消防職員の特殊勤務手当の支給に関する事項を定めるものであります。

次に、議第24号 富士山南東消防組合臨時職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例案についてであります。これは、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、組合の臨時職員等の給与、勤務時間、勤務条件等について定めるものであります。

次に、議第25号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案についてであります。これは、公務のために旅行する組合職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものであります。

以上、7件の条例案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第19号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第20号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第21号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第22号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第23号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第24号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第24号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第25号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第25号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第19号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第19号 富士山南東消防組合職員

服務の宣誓に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第19号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第20号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第20号 富士山南東消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第21号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第21号 富士山南東消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第21号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第22号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第22号 富士山南東消防組合証人等に対する実費弁償に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第22号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第23号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第23号 富士山南東消防組合消防職員の特種勤務手当に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第23号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第24号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第24号 富士山南東消防組合臨時職

員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第24号は原案どおり可決いたしました。

次に、議第25号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第25号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第25号は原案どおり可決いたしました。

◎議第26号 富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案

◎議第27号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例案

◎議第28号 富士山南東消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案

◎議第29号 富士山南東消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例案

◎議第30号 富士山南東消防組合行政財産の目的外使用に関する条例案

◎議第31号 富士山南東消防組合手数料条例案

◎議第32号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第40 議第26号 富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案から日程第46 議第32号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案までの7件を一括議題といたします。

7件について当局から提案理由の説明を願います。

[管理者 豊岡武士君登壇]

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第26号から議第32号までの7件の条例案について一括して提案の要旨を申し上げます。

まず、議第26号 富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案についてであります、これは、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づき、歳入歳出予算の執行状況、財産及び一時借入金の現在高と組合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第27号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

案についてであります。これは、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるもので、物品の借り入れ等について、複数年にわたり契約できることを定めるものであります。

次に、議第28号 富士山南東消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案についてであります。これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、議第29号 富士山南東消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例案についてであります。これは、組合の財産の交換、出資、もしくは支払い手段としての使用、譲与、または無償貸付等に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、議第30号 富士山南東消防組合行政財産の目的外使用に関する条例案についてであります。これは、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用について必要な事項を定めるものであります。

次に、議第31号 富士山南東消防組合手数料条例案についてであります。これは、地方自治法第227条の規定に基づく消防関係事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第32号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案についてであります。これは、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、督促手数料及び延滞金の組合における徴収に対し必要な事項を定めるものであります。

以上、7件の条例案について、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第26号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第27号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第28号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第29号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第30号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第31号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第31号についての質疑を打ち切ります。
次に、議第32号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第32号についての質疑を打ち切ります。
質疑が終わりましたので、これより議第26号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第26号 富士山南東消防組合財政事情の公表に関する条例案を採決いたします。
原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第26号は原案どおり可決いたしました。
次に、議第27号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第27号 富士山南東消防組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例案を採決いたします。
原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第27号は原案どおり可決いたしました。
次に、議第28号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第28号 富士山南東消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例案を採決いたします。
原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第28号は原案どおり可決いたしました。
次に、議第29号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第29号 富士山南東消防組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例案を採決いたします。
原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第29号は原案どおり可決いたしました。
次に、議第30号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第30号 富士山南東消防組合行政財産の目的外使用に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第30号は原案どおり可決いたしました。次に、議第31号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第31号 富士山南東消防組合手数料条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第31号は原案どおり可決いたしました。次に、議第32号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第32号 富士山南東消防組合収入金の督促等に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第32号は原案どおり可決いたしました。

◎議第33号 富士山南東消防組合火災予防条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第47 議第33号 富士山南東消防組合火災予防条例案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第33号 富士山南東消防組合火災予防条例案についてであります。これは、消防法第9条の規定に基づき、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、同法第9条の2の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について及び同法第9条の4の規定に基づき、指定数量で定める数量未滿の危険物等の貯蔵及び取り扱いの基準等について並びに消防法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、富士山南東消防組合における火災予防上必要な事項を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第33号 富士山南東消防組合火災予防条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第33号は原案どおり可決いたしました。

◎議第34号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第48 議第34号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第34号 富士山南東消防組合監査委員の選任について提案の要旨を申し上げます。

これは、富士山南東消防組合の識見を有する監査委員として、三間信彦氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

三間信彦氏は、昭和59年3月に慶應義塾大学商学部商学科を卒業後、昭和61年、監査法人中央会計事務所に入所され、平成3年に公認会計士登録、平成19年には、三島市において会計事務所を開設され、平成23年には、税理士登録、現在東海税理士会三島支部の会員として活躍されております。

その人格は高潔であり、財務管理、事業の経営管理及び行政運営に関しすぐれた識見を有しておりますので、監査委員としてまさに適任であると存じます。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第34号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

三間信彦氏の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意する方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、三間信彦氏の富士山南東消防組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

◎議第35号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第49 議第35号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、4番 土屋誠君は、地方自治法117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔議員 土屋 誠君退場〕

○議長（土屋俊博君） 本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第35号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてであります。地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として、土屋誠氏を選任いたしたく、提案する次第でございます。

同氏は、平成9年以来19年にわたり長泉町議会議員として活躍されており、この間、長泉町農業委員会委員、長泉町監査委員、桃沢少年自然の家組合議会議員、裾野長泉清掃施設組合議会議員、長泉町議会副議長、さらには長泉町議会議長など、多くの公職を歴任され、その豊富な経験とすぐれた識見は、監査委員としてまさに適任であると存じますので、御推挙申し上げる次第でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第35号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

土屋誠君の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意する方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、土屋誠君の富士山南東消防組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

〔議員 土屋 誠君入場〕

○議長（土屋俊博君） ただいま富士山南東消防組合監査委員の選任に同意を得られました土屋誠君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議員 土屋 誠君登壇〕

○議員（土屋 誠君） それでは、議会選出の監査委員ということで、皆さんから推挙いただきました土屋です。

議員生活はまあまあ長いほうだと思いますけれどもこれから公正公平な立場で監査していきたいと思います。よろしくお願ひし、どうもありがとうございました。

◎閉会の挨拶

○議長（土屋俊博君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

○議長（土屋俊博君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 議会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日の富士山南東消防組合議会臨時会におきましては、平成27年度、平成28年度組合会計予算案や条例案等、数多くの議案につきまして慎重な御審議をいただく中で、全議案に議決を賜り、誠にありがとうございました。

4月1日からスタートする消防組合における消防業務では、消防職員が一丸となって、使命である2市1町の住民の安全安心の確保に努めてまいります。

議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りたくお願ひ申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。4月1日には晴れやかに歴史的なスタートとなる富士山南東消防本部の開所式をとり行わせていただきますので、御出席を賜りますようあわせてお願ひ申し上げる次第でございます。

本日は、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

◎閉会の宣告

○議長（土屋俊博君） これをもちまして、平成28年富士山南東消防組合臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 4時05分

地方自治法第123条の規定により署名する

平成28年3月29日

議 長 土 屋 俊 博

臨 時 議 長 土 屋 誠

署 名 議 員 堀 江 和 雄

署 名 議 員 松 田 吉 嗣